



### ◎水野會長の入閣

本會々長水野鍊太郎氏は、現内閣の成立に際し内相として當然入閣さるゝ噂が傳へられ、吾人も亦其の噂の實現することを希望したのであつたが、遂に氏が固辭されたので著しく吾人の希望を裏切つた、併し這般内閣一部の改造に方つて其の固辭も遂に容れられず文相として入閣された。

會長は從來屢臺閣に列せられ今更文相でも無いのであるが、政友會内閣成立以來、黨内には大臣病の爲に内紛があることさへ傳へられた位に獵官運動が激しかつた、當時氏は夫れ等の者の希望を容れて實際政治を體驗せしむるのが、政黨内閣出現の賜である、自分等は閣外に在つて從來の政

見を實現することに力むれば十分であると言つて固辭された、しかし此度は其の固辭も效なく已むなく入閣されたと傳へらる。

文教の任固より重大であつて、産業立國と言つても其の基礎要件と爲るもの、否な國民たるの基礎能力の養成は畢竟教育の力に俟たざるを得ない、殊に普選の實施されむとする今日に於て特に其の感を深くするのであつて、義務教育の延長やら公民教育の充實、實業教育の普及やら入學試験制度の改正等々と難問題の解決が横たはつてゐる、此時氏が入閣され此重任の解決に方らるゝことは、獨り政友會内閣の爲ばかりで無く、我國文教上是に慶賀すべきことである、殊に氏は人も知る内務行政の權威者であつて、臺閣に立つて文教を司るの傍ら國務大臣として一般政務、殊に内務行政を指導さるゝことは、吾人の最も意を強くする所である、氏が多年本會々長として力説された道路改良の促進案も、どうやら重要政策の一つとして閣議に提出さるゝらしい。此時こそは從來の意見を實現するやうに努力して

貰ひ度いことを希望し、讀者諸氏と共に氏の入閣を祝福するものである。

### ◎本會理事會開催

六月二十一日、午後四時から丸の内日本俱樂部に於て、新年度第一回の理事會を開いた、水野會長始め内田副會長山田、松木、村井及池田の各理事が出席した。

本年度新事業として決定してゐる、道路技術員を養成する爲に高等道路學校設置案に付、田中幹事から事業計畫に關し説明したが、其の養成方法に關して尙研究することゝ爲り、會長は内田、中川、山田、牧及宮崎の各理事を調査委員に指名した。

次で新任内務省土木局長宮崎通之助氏を理事に推薦することに滿場一致を以て可決し、同席の宮崎氏は之に對し挨拶し、近く内務省で立案した道路改良計畫改訂案の概要を説明して、本案通過に關し本會の活動を希望した、之に關しては本會の採るべき態度を決定する爲に更に理事會を開

くことを申合せた。

議事終了後、先般歐米視察を終へ歸朝した、幹事牧野雅樂之丞君の歓迎會を催し散會したのは午後九時であつた。

### ◎宮崎通之助氏理事に就任

次田大三郎氏の後を襲つて、内務省土木局長と爲られた宮崎通之助氏を、本會理事に推薦したが快諾され、庶務部理事として會務を執行さるゝことゝ爲つた。

氏は三十九年の東大出身、福島、島根、宮城、北海道の地方官として各地に歴任し、大正八年警視廳警務部長と爲り、十年愛媛縣知事に榮轉されたが十三年休職に爲り、爾來野に在つて英氣を養はれてゐるが、今回任官を觀るに至つたのである。警視廳時代や愛媛縣時代に於ける氏の手腕を知る者は、今回の任官を以て適材適所とし人選宜敷を得たことを喜ぶのである、由來土木局は土木事業の現業官廳として、裕に一省を構成するだけの事業と官吏々員を包容し、之に要する豫算の巨額なことは到底他省の比では無い

殊に多數の高級技術官を指揮監督することに於て、從來の局長が人知れず心勞する所である、近時は技術官が覺醒して舊時のやうに技術一點振りに終始する者が無くなつたので、之が統御に一層の苦心を要するのである。

現業的事務の容易でないのに加へ、土木行政の干與する範圍が廣汎に亘つてゐて、各省に交渉する事件が頗る多い、近年土木行政に關し隨分改革が行はれたが、夫れでもまだ水利法の制定や港灣法又は自動車道法制定等の難事業が、多數前途に控へてゐる、固よりは等の完成は一朝一夕に爲さるべきもので無いが、警視廳時代に於ける奮闘的氣分で各省間に騒てゐる紛争を一掃して、滑かな土木行政を執行するやうに改革して貰ひ度い、夫れが産業立國策として土木行政を進展せしむる爲に採るべき唯一の途である希くば自愛されて奮闘を祈る、

### ◎地方長官會議

去る六月二十三日から招集された、地方長官會議に於て

は所謂新内閣の新施政の聲明から各種の政務事務に就て論議されたが、その中直接路政に關係あるものを抽出すると左の通りである。

### 内務大臣訓示

地方ノ振興産業ノ發展ニ資スル爲交通機關ヲ整備スルノ必要ナルハ言ヲ俟タス就中國道ハ勿論地方開發上重要ノ地位ヲ占ムル府縣道ヲ改良シテ交通上ノ要求ニ備フルト共ニ近年發達著シキ自動車ノ交通ニ適應セシメ又港灣ヲ修築シテ内外交易ノ進展ニ資シ河川ヲ改修シテ災害ヲ未然ニ防止スルガ如キ是レ皆國力ヲ伸張スル所以ノ根本ヲ爲スモノニ非サルハナシ是等ノ事業タル固ヨリ多額ノ經費ヲ必要トスヘシト雖而モ之ニ投スルノ經費ト由テ生スヘキノ效果トヲ比較シ其ノ得ル所ノ多大ナルモノニ在リテハ事業ノ緩急先後ヲ按排シ地方財政ノ許ス限りノ力促進テ圖ルハ極メテ喫緊ノ事ナリトス政府ニ於テモ亦是等事業ノ助勢ニ關シテハ相當考慮スル所アルヘキヲ以テ地方財政ノ關係ト事業ノ效果トニ鑑ミ今後一段ノ力ヲ致サレムコトヲ望ム

### 土地收用法改正ニ關スル指示

曩ニ土地收用法ヲ改正シテ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ヘ

キ事業ヲ追加シ公共用地ト雖之方收用ノ途ヲ設ケ收用地ニ定着  
スル物件又ハ之ニ關スル權利ヲ收用スルノ制度ヲ認メテ公共事  
業ノ遂行ヲ容易ナラシムルト共ニ一面損失ノ補償ヲ受クヘキ者  
ノ範圍ヲ擴張シテ其ノ權利ヲ尊重シ且事業認定權ヲ內務大臣ニ  
移シテ事務ノ簡捷ヲ期スルノ外手續法規ニ改正ヲ加ヘタリ其ノ  
他法規違反ニ對スル制裁ヲシテ他ノ刑罰法トノ權衡ヲ得シメ尙  
從來被收用者ノ範圍ハ登記名義人ニ限ラレタルモ苟モ土地物件  
ニ關シ權利ヲ有スル者ハ總テ之ヲ被收用者ト解スルコトニ改メ  
ムトス本改正ニ依リ社會事業等施設ノ急ヲ要スル事業ノ執行ハ  
容易ナルニ至リシヲ以テ緩急宜シキヲ制シ是等事業ノ發達助成  
ニ盡サルヘク又關係人ノ範圍ヲ擴張シタル結果之ニ伴フテ收用  
ニ關スル事務ハ一層繁雜ヲ加フルニ至ルヘキモ收用ニ因リテ他  
人ニ與ヘタル損失ハ之ヲ補償セシムルノ精神ナルヲ以テ改正法  
ノ實施ニ當リテハ其ノ權利ノ尊重ニ缺クル所ナキヲ期セラレタ  
シ尙手續規定ノ改正ニ依リ事務ノ簡捷ト正確トヲ期シタルモ徒  
ラニ收用審査會ノ招集時期等ヲ遷延セシムルカ如キコトアラハ  
改正ノ趣旨ハ之ヲ没却スルニ至ルヘキヲ以テ能ク是等ノ點ニ留  
意シ處務ノ敏活ナル進行ヲ圖ラレタシ

## 鐵道大臣訓示

地方ノ交通機關ニ關シテ特ニ諸君ノ注意ヲ希望スルハ地方鐵道

及軌道ト自動車トノ關係ナリ鐵道省ハ地方開發ノ爲ニ夙ニ地方  
鐵道ノ補助ヲ圖リ以テ其ノ發達ヲ助成スルコトニ務ム近時自動  
車輸送ノ著シク普及スルニ至リシハ洵ニ慶賀スヘキコトナリ  
ト雖モ亦往々ニシテ是カ爲ニ既設地方鐵道及軌道ヲシテ其ノ經  
營ヲ困難ナラシメツムアルハ私ニ遺憾トスル所ナリ最近調査ス  
ル所ニ據ルモ地方鐵道及軌道ノ會社數三百七十五ニシテ其ノ中  
自動車ノ影響ヲ受クルモノ實ニ二百三十一會社即チ總數ノ約六  
割六步餘ニ達セリ抑々交通機關ノ增加ハ一般公衆ノ利便ノ爲  
ニ固ヨリ希望スル所ナレトモ既設ノ地方鐵道及軌道方其ノ地方  
交通ニ相當ノ利便ヲ與フル際ニ當ツテ偶々之ト並行シテ自動車  
ノ營業路線ヲ設ケ以テ兩者ノ競爭ヲ激甚ナラシメ徒ラニ地方鐵  
道若ハ軌道ヲシテ其ノ存在ヲ危フクセシムルカ如キハ獨リ營業  
者ノ不利益ナルノミナラス資本ヲ二重ニ投下シ其ノ國民經濟上  
ノ損失亦尠シトセス此邊ノ緩急取捨ニ就キテハ十分ナル注意ヲ  
要スルハ勿論ニシテ其ノ根本的ノ解決ニ就テハ政府ニ於テモ種  
々考究中ナルカ當面ノ對策トシテハ地方鐵道及軌道ト自動車ト  
ノ分野及連絡等ニ就キ諸君ニ於テモ一層ノ考慮ヲ費サレ自動車  
路線ノ許可ニ當ツテハ特ニ慎重ニ調査セラレムコトヲ重ネテ希  
望スル次第ナリ

又地方ノ狀況ニ依リ交通開發ノタメニハ鐵道若ハ軌道ヲ新設ス  
ルヨリモ寧ロ自動車ヲ利用スルノ經濟上有利ニシテ而シテ公衆

ノ便益ニ軒轅ナキ場合少キニ非スル地方ニ於テ地方鐵道若ハ軌道新設ノ出願アリタル際ハ各位ハ其ノ自動車トノ利害得失ヲ周密ニ較量セラレテ之カ許否ニ關スル意見ヲ申達セラレ一面企業者ニ對シテモ懇切ナル指導ヲ爲スニ吝ナラサラムコトヲ希望ス

近年自動車ノ發達ニ伴ヒテ鐵道路切路ニ於ケル自動車ト列車トノ衝突事故頻發シ人命ニ慘害ヲ致セル事例ニ乏シカラサルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ最近ノ調査ニ依ルモ右ノ衝突事故ハ年々増加シ昭和元年度ニ於テ百五十八件其ノ中自動車運轉手ノ過失ニ因ルモノ百四十三件ノ多數ニ上レリ府縣ニヨリテハ夙ニ取締規則ヲ設ケテ自動車カ踏切路通過ノ際ハ先ツ一旦停車スヘキコトヲ命スル向モアルニ拘ハラシ今尙ホ是ヲ犯シテ爲メニ列車トノ衝突ヲ醸シタル場合鈔カラス鐵道省ハ交通量其ノ他ノ實狀ヲ調査シテ或ハ職員ヲ配置シ或ハ機械ヲ設置スル等今後モ踏切ニ於ケル交通ノ安全ニ勉ムヘシト雖モ諸君亦右取締ノ勵行ニ就テ部下ヲ督勵セラレムコトヲ希望ス

### ◎支那に於ける道路の發達

支那に於いて道路の開設と云ふ事は、何も新しい事では

ないが、之を近代の要求に應じて科學的に開設すると云ふ事は、未だ大に考究を要する問題である。千年前の古い文献に國家の發達は道路の開設に因る、支那には緯度に對して九本の大交通路あり、之に次ぐ七本の中交通路及五本の地方道を設けたと云ふ事が見えてゐる、又長安には都から國の各地に至る道路の兩側には柳の並樹を植え、路程二十哩毎に休息所、四十哩毎に旅宿を設けた事も記されてある、今日支那の多くの地方に於て使用されつゝある道路は、清朝時代の郵便路の名残であつて、之は旅行及郵便遞送の爲全國中に作られたものであつて、馬や馬車に依つて通行され又所々驛場の設備もある。

十五年前支那共和國建設の際には、世人は國家の發達にとつて交通は重大な意義を有するものなる事を認め、道路の改築、開設は大に唱導されたものであつた、茲に於て都市に於ては街路は擴げられ、古い都市の城壁は取り毀され充分の幅員を有する大路が開設された、地方では省の道路課の監督の下に縣道路課が置かれ、省道路課は省道の開設を

計畫し、國道は省道路課と共に内務部の道路課が管理してゐる。

(註)支那現在の交通は主として、河川水路に依り既設七千哩の鐵道も支那自身の經營に依るものは五分の一に過ぎない、交通行政は中央に交通部あり、路政、電政、郵政、航政を管理するが茲の路政は、鐵路政である道路橋梁に關しては、内務部職方司(土木局に當る)の一科が管理してゐる。

支那は近代的道路の開設に就ては、僅少の歴史を持つてゐるだけであるが、此十年間の成績は短時日としては、非常に見るべきものがある、勿論支那の様な大國では更に多くの道路を必要とする事は疑ない事であるが、大國である丈に其の開設と發達には、多大の日子を要する事も亦止むを得ない事であらう。

次の表は道路開設事業の主腦たる支那國道開設聯合に依り、今日迄に完成された改良道路の哩數を示す

支那の新道路の延長	一九二六年
安徽省	九一五哩
浙江省	六一七
直隸省	三、五一五
奉天省	一、〇四〇

福建省	八一七哩	河南省	三、五二九哩
湖南省	四六五	湖北省	三、三七二
甘肅	六九四	貴州	二二九九
吉林	二九	江西省	一、三三八
廣東	一、四三四	陝西	二、四六二
山東	六、〇〇二	山西	二九〇
四川	二六五	雲南	一〇〇
邊疆地方	八、三八〇	計	三八、二五二

國道系統の完成は、いまや支那當面の問題である、數多の技術家等は此大問題に就て、いろいろ計畫を立て考慮を運らしてゐる、筆者の茲に述べんとする所のものも亦之に關する準備的成案の一つである。それは首府北京を全路線系統の中心點として定め、之と各省の省城と直接に放射線を爲して連絡する、省城と大商業市間の交通は、循環線を爲して結ばれる、又南部に於ける若干の重要な商工業市を補助的の中心地として、採擇するのである、地方に依つては、地形上の條件に因つて道路の開設の困難な所もあらう

が、それは現在の状態に最もよく適合するのみならず最善の計畫に一致する様に計畫せらるべきである。

此計畫は是非とも理論的なものでなくてはならぬ、計畫は詳密にし又實際に開設工事が始められる時は、出來得るだけ變更を少くせねばならぬ、交通殊に道路交通は今日の支那に於ける大問題である、吾人は此問題を解決せんが爲に最善の努力を爲さん事を期してゐる、後日支那が道路交通制度の改良に依つて、社會的、經濟的、政治的に相當な程度に、發達するであらう事は信じて疑はない所である。

(萬國道路會議彙報所載)

右田法學士譯

### ◎自動車營業許可及取締に關する請願

鐵道同志會は内務大臣に對し、自動車營業許可及其の取締に關し五月二十日請願をした、其の請願は左の通りである。

軌道自動車は其の發達著しく陸上交通機關として鐵道軌

道と對立するに至り而も往々にして互に激甚なる競争を惹起し爲に兩者共に經營の困難に陥れるもの少からざるに至り而して鐵道軌道は巨額の資本を投下固定し數年を経て後始て若干の収益を得るものにして其の間多大の犠牲を拂ひ且一旦敷設したる以上は永く其の地方と盛衰の運命を與にするものなるも自動車は之に反し僅少の資金を以て容易に營業を開始し若し一朝悲運に遭遇する時は忽ち去て他に移り地方に及ぼす利害の如きは深く顧みる所に非ず當局は夙に茲に察する所あり曩に大正八年一月内務省發士第三號及同十五年八月内務省丘土第七號を以て地方長官に通牒を發し「起業の計畫を考查し成業の見込あるものに限り免許を與ふる事」特に自動車營業免許出願競合する場合に於ては慎重なる考慮を加ふる事」出願に係る自動車營業の免許が既特許の軌道又は既免許の無軌條式電車若は自動車營業に及ぼす影響を考查し是等の起業が兩立すべしと認むる場合に於て出願を免許する事」軌道又は無軌條式電車と自動車營業の許可出願とか競合する場合於ては特に永遠に亘り

地方交通の状況を精査し其の許否を決定する事」等を掲げたり以て其の濫許を慎み無益の競争を避くるに勉むる趣意の在る處を見るべく最も周到適切な處置と云ふべし然るに自動車の益々勃興するに伴ひ往々にして此の趣旨の徹底を缺き既存の鐵道、軌道にして新に免許せられたる自動車の爲に壓迫を蒙り經營困難に陥りたる事例、益多きを加へんとす特に國家は鐵道、軌道に對して補助、保護の政策を採り其の發達助長を圖るに不拘他の一方に自動車を濫許し却て其の經營を困難ならしむるが如きは誠に遺憾の極にして國家經濟及交通政策上輕視すべからざる事なりと信ず。

本會は夙に自動車營業許可取締制度の如何か社會に及ぼす關係の至大にして一日も忽緒に付すべからざるを痛感し慎重調査研究を遂けたる結果「自動車營業を鐵道、軌道と同様特許營業となし之に立脚して諸般の取締法を設くる事」自動車營業の出願ありたる場合は其の出願路線に並行若は接近して既特免許の鐵道、軌道あるか、若は既設地方鐵道、軌道あるときは其の鐵道、軌道業者及道路管理者の

意見を徴し是等鐵道、軌道の利益を侵害する虞なきや否を精査し之が許否を決定する事」現在軌道業者に於て負擔せる道路補修費（舗裝、點燈、撒水、除雪其の他一切）を自動車營業者にも負擔せしめて義務の均一を期すると共に若し之に應ずべき力の缺乏せる者に對しては許可を與へざる事」地方鐵道、軌道業者が其の鐵道軌道に接續若は並行する道路に於て自動車營業を願出るときは他に優先して之に許可を與ふる事」自動車運賃に對しては鐵道軌道と等しく認可主義を採り恣に之を定め若は變更せしめざる事」等を舉げ屢案を具し陳情する所ありたり畢竟するに長を採り短を補ひ兩々相扶け互に其の機能を發揮し兩者の圓滿なる發達を期すると共に一面既投の資本を保護せんとするに外ならず這回閣下御就任に際し重ねて茲に之を開陳する冀くは本會の議を諒とせられ速に適當なる制度を建て國家交通機關の發達を助成せられんことを望む。

と言ふのであつて、内務省に於ては相當理由ある意見として考慮されつゝある。